

(14) 主要国の飲酒運転事故の現状とアルコール・インターロック装置への取組み

II. 主要国の飲酒運転事故の現状とAILSへの取組み

(IRM調査資料)

A. 要約	2
B. EU諸国の飲酒運転規制値 (BAC : mg/ml)	3
C. 米国各州の飲酒運転規制	4
D. 主要国のAILSプログラムの状況	7
1. 欧州主要国	7
2. 豪、加、米3国におけるAILSプログラムの状況	8
E. 飲酒運転事故データ	12
1. 米国	12
2. EU	15

A. 要約

国	飲酒運転基準値 (BAC: mg/ml)	道路事故死者総数		飲酒運転事故		違反罰則 (BAC: mg/ml)	AILSへの取り組み			
		総数 (07/08) Source: IRTAD	人口 10 万人当り (08) Source: IRTAD	死亡者 数	飲酒関 与率		違反者への装着	その他への装着	実験プロ ジェクト	その 他
米国	乗用車: 0.8 商用車: 0.4 21歳以下: 0.0	41,259/ 37,261	12.25	2006: 14,421 2007: 12,998	2006: 死亡者の 34%	各州毎	すべての違反確定者に義務付け(8州)			
英国	0.8	2,946/ 2,538	4.31	2002: 人口 10 万人当り 1.0	2004: 死亡事故の 17.8%			実施	法案作成中	
仏	乗用車・トラック: 0.5 バス: 0.2	4,620/ 4,275	6.91		2003: 死亡事故の 33%			実施	法案作成中	
伊	乗用車・トラック: 0.5 バス: 0.2	5,131/ 4,731	8.68	2003: 人口 10 万人当り 0.15						
スウェーデン	0.2	471/ 397	4.32	NA		BAC0.2 以上: 禁固 6 月 以下 BAC1.0 以上: 禁固 2 年 以下		実施	法案作成中	
独	0.5	4,949/ 4,477	5.45		2004: 死亡者の 12%+					
カナダ	0.8	2,769/ 2,371	7.18		2003: 死亡ドライバーの 39%	初犯: 罰金 600 フル、免停 1年; 又は禁 固 二度目: 禁固 14 日免停2年 三度目以降: 禁固 90 日、 免停3年	違反者に 義務付け (オンタリオ、ケベック州)			
豪	0.5 0.2(乗用車以外)	1,603/ 1,454	6.8		ビクトリア州 (2004: 死亡事故の 21%) 西オーストラリア州 (2003: 死亡事故の 21%)		すべての違反者に 義務付け (ビクトリア州)	実施		
中国	0.2	NA	NA	NA		BAC0.2 以上: 罰金 200-500 元, 1-3 月免停 BAC0.8 以上: 禁固 15 日以下, 3-6 月免停, 罰金 500-2000 元)				
インド	0.3	NA	NA	NA						
日本	0.3	6,639/ 6,023	4.72		2004: 死亡事故の 12%					

IRTAD 他

B. EU 諸国の飲酒運転規制値(BAC:mg/ml)

国	乗用車	バス	トラック	初心者/仮免者
オーストリア	0.5	0.1	0.1	0.1
ベルギー	0.5	0.5	0.5	0.5
ブルガリア	0.5	0.5	0.5	0.5
キプロス	0.5	0.2	0.2	0.2
チェコ	0.0	0.0	0.0	0.0
デンマーク	0.5	0.5	0.5	0.5
エストニア	0.2	0.2	0.2	0.2
フィンランド	0.5	0.5	0.5	0.5
フランス	0.5	0.2	0.5	0.5
ドイツ	0.5	0.5	0.0 (危険物質輸送)	0.0
ギリシア	0.5	0.2	0.2	0.2
ハンガリー	0.0	0.0	0.0	0.0
アイルランド	0.8	0.8	0.8	0.8
イタリア	0.5	0.2	0.5	0.5
ラトヴィア	0.5	0.5	0.5	0.2
リトアニア	0.4	0.4	0.4	0.4
ルクセンブルグ	0.5	0.5	0.2	0.2
マルタ	0.9	0.9	0.9	0.9
オランダ	0.5	0.5	0.5	0.2
ポーランド	0.2	0.2	0.2	0.2
ポルトガル	0.5	0.5	0.5	0.5
ルーマニア	0.0	0.0	0.0	0.0
スロバキア	0.0	0.0	0.0	0.0
スロベニア	0.5	0.0	0.0	0.0
スペイン	0.5	0.3	0.3	0.3
スウェーデン	0.2	0.2	0.2	0.2
英国	0.8	0.8	0.8	0.8

C. 米国各州の飲酒運転規制

州	初犯の免停期間	免停中の条件付運転許可	罰則強化される高BAC値(%)	開封容器入りアルコール飲料の持込禁止法規、重犯者取締法規	車及びライセンスプレートの没収、押収	IALSの装着	保険の適用制限法規
アラバマ	90日			両方			有
アラスカ	90日	30日後	0.15 (裁判官の裁量)	両方	車両没収	全ての有罪者に対して義務付け (1/1/09発効)	有
アリゾナ	90日	30日後	0.15	両方	車両の固定化または車両押収	全ての有罪者に対して義務付け	有
アーカンサス	120日	有	0.15	重犯者取締法規	車両没収	裁判所の裁量	有
カリフォルニア	4月	30日後	0.15	両方	車両押収、車両没収	裁判所の裁量	有
コロラド	3月	有	0.17	両方		全ての有罪者に対して義務付け	撤回
コネチカット	90日	有	0.16	重犯者取締法規		裁判所の裁量	撤回
デラウェア	3月		0.16 (0.20)	重犯者取締法規		裁判所の裁量	有
D.C.	2-90日又は処分の停止まで	有	有	両方		裁判所の裁量	撤回
フロリダ	6月 12月(検査拒否)	30日後 90日後	0.20	両方	車両押収、車両没収	高BAC値に対して義務付け	有
ジョージア	1年	有	0.15	両方	車両没収	裁判所の裁量	有
グアム			0.08-0.10	両方			
ハワイ	3月	30日後	0.15	両方		高BAC値に対して義務付け	有
アイオワ	90日	30日後	0.20	両方		裁判所の裁量	有
イリノイ	3月	30日後	0.16	両方	車両押収、車両没収	全ての有罪者に対して義務付け	有
インディアナ	180日	30日後	0.15	両方	車両没収	裁判所の裁量	有
アイオワ	180日	30日後	0.15	両方		裁判所の裁量	撤回
カンザス	30日		0.15	両方		高BAC値に対して義務付け	有
ケンタッキー			0.18	両方	車両押収	裁判所の裁量	有
ルイジアナ	90日	30日後	0.15	開封したアルコール飲料容器の持込禁止法規	車両没収	全ての有罪者に対して義務付け	有
メイン	90日	有	0.15	両方	車両没収	裁判所の裁量	有
メリーランド	45日	有		両方		裁判所の裁量	撤回
マサチューセッツ	90日		0.02 (17-21歳に適用)	両方	車両没収	裁判所の裁量	
ミシガン		30日後		両方	車両没収	裁判所の裁量	

<u>ミネソタ</u>	90 日	15 日後	0.20	開封したアルコール飲料容器の持込禁止法規	車両押収、車両没収、特別プレート／マーキング	裁判所の裁量	
<u>ミシシッピ</u>	90 日			重犯者取締法規	車両押収、車両没収	裁判所の裁量	有
<u>ミズーリ</u>	90 日	30 日後		重犯者取締法規	車両没収または車両押収(10 万人都市は条例の制定が認められる)	重犯者に対して強制適用	有
<u>モンタナ</u>				両方	車両押収、車両没収	裁判所の裁量	有
<u>ネブラスカ</u>	90 日	30 日後	0.15	両方	車両の固定化、アルコール使用のモニタリング継続	全ての有罪者に対して義務付け (1/09 発効)	有
<u>ネバダ</u>	90 日	45 日後	0.18	両方		裁判所の裁量	撤回
<u>ニューハンブ シャイア</u>	6 月		0.16	両方		高 BAC 値に対して義務付け	
<u>ニュージャー ジー</u>			Yes	両方		裁判所の裁量	有
<u>ニューメキシコ</u>	<21: 1 年.; ≥21: 6 月	有(ALIS 義務付け)	0.16 (全ての違反者を強制収監)	両方	車両の固定化	全ての有罪者に対して義務付け	
<u>ニューヨーク</u>	Variable	有	0.18	両方	車両没収	裁判所の裁量	有
<u>ノースカロライ ナ</u>	30 日	10 日後	0.15	両方	車両没収	裁判所の裁量	撤回
<u>ノースダコタ</u>	91 日	30 日後	0.18	両方	車両没収、ライセンスプレート撤去	裁判所の裁量	有
<u>北マリアナ諸 島</u>	30 日 - <6 月			両方			
<u>オハイオ</u>	90 日	15 日後	0.17	両方	車両押収、車両没収、車両の固定化、プレート制限	裁判所の裁量	有
<u>オクラホマ</u>	180 日	有	0.15	両方		裁判所の裁量	有
<u>オレゴン</u>	90 日	30 日後	法制化検討中	両方	車両押収、車両没収	免停期間終了後義務付け	
<u>ペンシルバニア</u>			0.16 (>0.16)	両方		裁判所の裁量	有
<u>ロードアイラン ド</u>			0.1 - 0.15 (0.15 以上)	開封したアルコール飲料容器の持込禁止法規	3 階以上の違反者を対象に裁判所の裁量による	3 回以上の違反者を対象に裁判所の裁量	撤回
<u>サウスカロライ ナ</u>	有	有	有	両方	車両没収	重犯者に対して義務付け	有
<u>サウスダコタ</u>	30 日	有	0.17	開封したアルコール飲料容器の持込禁止法規			撤回
<u>テネシー</u>			0.20	両方	車両没収	裁判所の裁量	有
<u>テキサス</u>	90 日, 0 .08 以上は 180 日	有	0.15	両方	車両没収	重犯者に対して義務付け	有
<u>ユタ</u>	90 日		0.16	両方	車両押収	裁判所の裁量	

<u>バーモント</u>	90 日			開封したアルコール飲料容器の持込禁止法規	車両押収、車両没収		
<u>バージンアイランド</u>	多様	有			ライセンスプレートの撤回		
<u>バージニア</u>	7 日		0.15	重犯者取締法規	車両没収	高 BAC 値に対して義務付け	有
<u>ワシントン</u>	90 日	30 日後	0.15	両方	車両押収	全ての有罪者に対して義務付け	
<u>ウェストバージニア</u>	6 月	30 日後	0.15	重犯者取締法規		高 BAC 値に対して義務付け	有
<u>ウィスコンシン</u>	6 月	有	0.17 (0.20)(0.26) 3度目の違反までは適用されない	両方	車両押収、車両没収	裁判所の裁量	
					3回の違反までは対象外		
<u>ワイオミング</u>	90 日	有		開封したアルコール飲料容器の持込禁止法規		裁判所の裁量	撤回
合計	43 州、D.C., 北マリアナ諸島、バージン諸島	35 州,D.C., バージン諸島	41,D.C., グアム	開封したアルコール飲料容器の持込禁止法規: 42 州+D.C.、グアム、北マリアナ諸島 重犯者取締法規: 43 州+D.C.、グアム、北マリアナ諸島 両方: 37 州 +D.C. 、グアム、北マリアナ諸島	州により様々	全ての有罪者に対して義務付け: 8 州 高 BAC 値に対して強制適用: 6 州 重犯者に対して強制適用: 3 州 免停期間終了後強制適用: 1 州	有:31 州 撤回:9 州 + D.C.

Sources: [Ensuring Solutions to Alcohol Problems](#), [Insurance Institute for Highway Safety \(IIHS\)](#), [Mothers Against Drunk Driving \(MADD\)](#), [National Highway Traffic Safety Administration \(NHTSA\)](#) and [State Highway Safety Offices](#). Most recently reviewed July, 2008.

D. 主要国の AILS プログラムの状況

1. 欧州主要国

次の表は、欧州でアルコール・インターロック装置（AILS）装着プログラムに関する法制度を有する国をまとめたものである。一部の国では AILS 法規が制定されているが AILS プログラムがまだ実施されていない。なお、AILS 法規の具体的細部は国によって大きな差異があり、罰則も大きく異なっている。また多くの国では、AILS 法規が 1 回又は複数回にわたって改定されている。AILS 法規を構成する最も一般的な要素としては次の点が指摘できる：

- ・ 違反者に AILS 装着車の所有を義務付けていない。
- ・ AILS 非装着車を運転するのは違反行為である。
- ・ AILS 限定運転免許を所持するドライバーに AILS 非装着車を貸与し、あるいは賃貸するのは違反行為になる。
- ・ AILS 装着車の始動に際してドライバーが第 3 者の呼気サンプル提供を求めるのは違反行為である。
- ・ AILS 限定運転免許を所持するドライバーが運転する AILS 装着車を始動させる目的で、呼気サンプルを提供するのは違反行為である。

	実験プロジェクト	法案作成中	議会審議中	法採用	法実施	更正プログラム	商用車	商用車への自主採用
オーストリア								○
フィンランド					○	○		○
スウェーデン	○	○				○		○
オランダ	○	○				○		
フランス	○	○				○	○*	
英国	○	○	○	○				
ベルギー	○	○						○
スロベニア	○						○	
スペイン		△**						

(ソース : ETSC, Nov. 2008)

* スクールバス

** 議会が政府に対して、公共輸送用車両及び飲酒運転重犯者の使用する車両に対する AILS 枠組み法案を作成するよう要請。

2.豪、加、米3国の州における AILS プログラムの状況

国(州)	備考
オーストラリア	
ニューサウスウェールズ	・法的規定なし。
クイーンズランド	・法的規定なし。
サウスオーストラリア	・法的規定なし。
ビクトリア	・2002年道路安全(イグニション・インターロック)法ですべての違反者に義務付け
カナダ	
連邦刑法	裁判所は違反者に運転禁止中の AILS 装着車運転を許可することができる。
アルバータ	・法的規定なし。
マニトバ	・法的規定なし。
オンタリオ	・オンタリオ規則第 251/02 号:有罪判決による免許停止、運転禁止、免停解除後の AILS 装着車運転義務
ニューファンドランド/ ラブラドール	・法的規定なし。
ケベック	・道路安全法典:初犯は選択、重犯者は義務付け。
サスカッ彻ewan	・法的規定なし。
ユコン	・法的規定なし。
米国	
アラバマ	・法的規定なし。
アラスカ	・初めての飲酒運転違反者は免停期間中に運転する場合は自分の車への AILS の装着が義務付けられる。(2009 年 1 月発効)
アリゾナ	・2度目以上の違反者に 1 年以上の AILS 装着を義務付け ・AILS 装着車両のドライバーに特別免許制度
アーカンサス	・違反者の免停や免許取消し解除後、最大 1 年間の制裁措置を継続できるが、AILS 装着車運転の限定免許を交付しているときには(化学検査拒否か行政処分かを問わず、当然違法として)、AILS 使用の義務付けは、最低当初免停期間の残存期間に科される。
カリフォルニア	・裁判所は 1 級違法行為で有罪を宣告された者に認証 AILS 装着を義務付けることができる。 ・裁判所は BAC0.20%以上の 1 級違反行為を犯した者、また逮捕に際して化学検査を拒否した者に厳しい判断を行なうものとされる。 ・再犯者や累犯者については、最低 1 年の厳格免停(hard suspension)期間に続き、州は免停の条件付き早期解除を行って、違反者に AILS 装着車に限定した運転を認めることができる。
コロラド	・初めての飲酒運転違反者は免停期間中に運転する場合は自分の車への AILS の装着が義務付けられる。(2009 年 1 月発効)
コネチカット	・法的規定なし。規制化を検討中。
デラウェア	・飲酒運転で有罪判決を受けた者が、AILS 装着車に限定した運転を義務付ける命令に違反して運転した場合には、60 日間の懲役と 2 千ドルの罰金。

D.C.	・法的規定なし。規制化を検討中。
フロリダ	<ul style="list-style-type: none"> ・DWI の被告で保護観察(執行猶予)に置かれ、素面のときに車の運転を「許可された」者は少なくとも 6 ヶ月は AILS 装着車に限定した運転を義務付け。 ・運転免許交付機関は取消された運転免許の回復を求める者に AILS 装着車の使用を義務付けることができる。 ・特定 DUI(飲酒または麻薬使用運転)の違反行為を犯して有罪判決を受けた者は車に AILS 装着を義務付け ・DUI 有罪判決を受けた回数により AILS 装着期間が指定される ・裁判所が AILS 装着を義務付ける命令を出さず、また適用期間中の AILS 装着を命じなかった場合には、(州当局が) AILS 装着を義務付け。
ジョージア	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察期間中の違反者は AILS 装着車を運転しなければならない。 ・AILS 装着を義務付ける期間は違反回数によって決まる。
グアム	・法的規定なし。
ハワイ	・法規撤回。
アイダホ	<ul style="list-style-type: none"> ・DWI の被告は AILS 装着車だけを運転できる; ・被告の運転免許証には運転が AILS 装着車に限定して認められる旨を記載。
イリノイ	<ul style="list-style-type: none"> ・初めての飲酒運転違反者は免停期間中に運転する場合は自分の車への AILS の装着が義務付けられる。(2009 年 1 月発効)
インディアナ	<ul style="list-style-type: none"> ・初犯の場合は限定免許交付の条件として AILS 装着。裁判所は AILS 装着車だけの運転を命ずることができる。 ・AILS の改ざんは軽犯罪に問われる。
アイオア	・AILS 装着で限定免許交付。
カンサス	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイバージョン・プログラム(社会奉仕活動をすることによって刑の執行を免除する制度)の一部として、あるいは限定免許の代わりに AILS 装着を義務付け。 ・AILS の改ざんは処罰
ケンタッキー	<ul style="list-style-type: none"> ・AILS 装着は裁判所命令で義務付けられるが、免停に代わる行政処分として採用される場合がある。
ルイジアナ	・AILS 装着車の運転に同意すれば限定免許が与えられる。
メイン	・AILS の装着により免停期間短縮。
メリーランド	・AILS プログラムにより保護観察期間中の者、および累犯者には AILS 装着が義務付け。
マサチューセッツ	・法的規定無し。
ミシガン	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転の違法行為で運転免許を取消された者は、取消し期間終了後に限定免許を認められる場合がある。限定免許が発行された場合には、運転者は AILS 装着車に限って運転できる。
ミネソタ	<ul style="list-style-type: none"> ・AILS を装着すれば違反者への処置は完了し、刑期の少なくとも半ばが経過していれば、違反者は限定免許を取得できる。
ミシシッピ	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯以上の累犯者:他に使用者がいる場合には、車の没収に代えて AILS 装着が義務付けられる。裁判所は運転免許回復後 6 ヶ月間の AILS 装着を命じることができる。 ・AILS 装着費用分の罰金減額:AILS 装着対象となる車両;コンプライアンス(関係法規遵守)の証明;報告時期

ミズーリ	<ul style="list-style-type: none"> 制定法規を援用した裁判所命令によって AILS 装着を科すことができる。 初犯者には裁判所の裁量で、また酩酊による交通違反で「罪状を認定された、あるいは罪状を認められた」飲酒運転の再犯以上の累犯者には強制的に、AILS 装着が義務付けられる。 州裁判所は関係法規不履行に対しては命令により制裁を科す。 AILS 装着違反や装着回避未遂は刑事犯罪になる。
モンタナ	<ul style="list-style-type: none"> 自由裁量的措置:(初犯)裁判所は違反者に AILS 装着車に限定した運転を命じることができる。 強制措置:(再犯以上の累犯者)被告には AILS 装着車に限定した仮運転免許(probationary license)が交付される。
ネブラスカ	<ul style="list-style-type: none"> 初めての飲酒運転違反者は免停期間中に運転する場合は自分の車への AILS の装着が義務付けられる。(2009 年 1 月発効)
ネバダ	<ul style="list-style-type: none"> 被告は刑罰の執行停止や運転免許回復の条件として AILS 装着を義務付けられる。 AILS の定義は、「飲酒した人物による車の発進を阻止する装置」。
ニューハンプシャー	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許回復後 6 ヶ月～2 年間 AILS 使用を義務付けることができる。
ニュージャージー	<ul style="list-style-type: none"> すべての AILS 要件(装着義務付け)は裁判官の命令により科され、また免停期間経過後に運転免許を復活する条件とされている。 初犯者:裁判官の裁量で AILS 装着を宣告される。期間は 6 ヶ月～1 年。 再犯者:強制的な AILS 期間は 1 年～3 年だが、裁判官の裁量で AILS に代えて 2 年間の運転免許登録停止(registration suspension)が科される。 三犯以上の累犯者:強制的 AILS 期間は 1 年～3 年だが、裁判官の裁量でインターロックに代えて 10 年間の運転免許登録停止が科される。
ニューメキシコ	<ul style="list-style-type: none"> 初犯者と常習的違反者(累犯者)に AILS 使用が義務付けられる。AILS 装着は保護観察の条件。また AILS 装着車だけの運転が許可される。 麻薬や飲酒関連の DWI 犯罪で有罪を宣告された未成年の違反者は 1 年間の AILS が義務付けられた。 DWI 違反者全員に自家用車への AILS 装着が義務付け。初犯者は 1 年、再犯者は 2 年、三犯者は 3 年、四犯以上の累犯者には終身の AILS 装着が義務付け。
ニューヨーク	<ul style="list-style-type: none"> 執行猶予中の BAC レベル 0.10 以上での運転禁止条項違反者に対して裁判所は AILS の装着を義務付けることができる。
ノースカロライナ	<ul style="list-style-type: none"> AILS 使用が限定運転免許の条件。 BAC が 0.16% 以上の場合、また再犯以上の累犯者には AILS 装着が義務付けられる。
ノースダコタ	<ul style="list-style-type: none"> 再犯以上の累犯者に AILS 使用を義務付けることができる。
オハイオ	<ul style="list-style-type: none"> AILS 使用は保護観察の条件。 業務用運転免許で運転する者には AILS 使用が義務付けられる。
オクラホマ	<ul style="list-style-type: none"> 再犯以上の累犯者:免許取消し期間終了後にすべての車両に最低 30 日間の AILS 装着が義務付けられる。

オレゴン	<ul style="list-style-type: none"> 救済免許(hardship license)交付に先立って被告の車に AILS 装着が義務付けられ、また被告は免停期間終了後、少なくとも 6 ヶ月は AILS 装着車を運転しなければならない。
ペンシルバニア	<ul style="list-style-type: none"> 初犯者:AILS 使用が義務付けられる場合がある。

	・再犯以上の累犯者: AILS 使用が義務付けられる。
プエルトリコ	・法的規定はない
ロードアイランド	・再犯者と三犯者は免許停止期間終了後、最大 2 年間の AILS 装着を義務付けられる。
サウスカロライナ	・AILS 使用が義務付けられる場合がある。使用義務付けの期間は裁判所の裁量による。
サウスダコタ	・麻薬やアルコールの影響下で運転し有罪で再犯となった一部の人物が使用する車に AILS 使用を義務付ける法律があり、この法律は AILS に関して特定の罰則を定めている。
テネシー	・限定免許を交付する場合には、限定免許全期間プラス普通免許回復後 6 ヶ月の期間につき AILS 装着が義務付けられる。 ・免許回復後最大 1 年間、AILS 装着を義務付けることができる。
テキサス	・特定のアルコール関連の違反行為で社会的監督 (community supervision) に置かれた者には、初犯の場合には AILS が義務付けられる場合があり、また再犯者や血中アルコール濃度が 0.15% 以上の者、また AILS なしで車を運転した者には、いずれも AILS 使用が義務付けられる。 ・一部のアルコール関連違反行為の累犯で告発された者に対しては、司法の最善の利益に適わない案件を除き、判事は釈放の条件として AILS を義務付けなければならない。 ・一部のアルコール関連違反行為で告発された者の業務用運転免許に法規が適用される場合には、AILS を義務付けることができる。
ユタ	・初犯者には保護観察の条件として、AILS 装着車に限定した運転を義務付けることができる。 ・10 年以内に 2 回目の違反を犯した再犯者: 有罪判決の日から使用する全車両に 3 年間の AILS 装着を義務付けられる。 ・違反者が 21 歳以下の場合には AILS が義務付けられる。
バーモント	・法的規定はない。
バージニア	・AILS 装着が「バージニア・アルコール安全行動プログラム」により評価を受けるための条件であり、また AILS 装着車に限定した運転を義務付けられる場合がある。
バージンアイランド	・条件付きで運転の認められた 2 回目の飲酒運転違反者は AILS 装着車のみの運転を義務付けられる。1 回目の違反者の場合も同様の義務づけがなされる場合がある。
ワシントン	・初めての飲酒運転違反者は免停期間中に運転する場合は自分の車への AILS の装着が義務付けられる。(2009 年 1 月発効)
ウェストバージニア	・18 才以上の者だけを対象。被告が交通安全・治療プログラムを終了することがインターロック・プログラムに参加するための資格になる。死亡に関係する飲酒運転の罪を犯した被告には参加資格はない。
ウィスコンシン	・化学検査を 3 回拒否し、又は飲酒運転の罪を 3 回犯した場合、被告の車は、使用禁止、没収、又は AILS 装着の対象とされる。
ワイオミング	・法的規定無し。

(出典 : 州知事道路安全協会(GHSA) 等)

www.statehighwaysafety.org/html/stateinfo/laws/impaired_laws.html

<http://dui.findlaw.com/dui/state-dui-law/>

E. 飲酒運転事故データ

ソース、出典の記載がない表は、下記を元に作成。

<http://www-nrd.nhtsa.dot.gov/Pubs/811170.PDF>

<http://www-nrd.nhtsa.dot.gov/Cats/listpublications.aspx?Id=E>ShowBy=DocType>

1. 米国

飲酒運転事故死者の推移

	死者総数	飲酒運転事故死者		
		死者数	総数比	1億VMT当り死亡率
1998	41,501	12,546	30.2%	0.48
1999	41,717	12,555	30.1%	0.47
2000	41,945	13,324	31.8%	0.49
2001	42,196	13,290	31.5%	0.48
2002	43,005	13,472	31.3%	0.47
2003	42,884	13,096	30.5%	0.45
2004	42,836	13,099	30.6%	0.44
2005	43,510	13,582	31.2%	0.45
2006	42,708	13,491	31.6%	0.45
2007	41,259	13,041	31.6%	0.43
2008	37,261	11,773	31.6%	0.40

2006 年と 2007 年の飲酒運転死者内訳

	2006		2007	
	死者数	比率	死者数	比率
BAC=0.08以上のドライバー	7,368	54.6%	7,283	56.0%
BAC=0.08以上のドライバーの同乗者	2,300	17.0%	2,067	15.9%
BAC=0.08以上の二輪車ドライバー	1,210	9.0%	1,361	10.5%
BAC=0.08以上の二輪車ドライバーの同乗者	94	0.7%	81	0.6%
小計	10,971	81.3%	10,792	83.0%
その他車両の乗員	1,677	12.4%	1,431	11.0%
非乗員	819	6.1%	758	5.8%
その他	25	0.2%	18	0.1%
合計	13,491	100%	12,998	100%

(注) 比率は小数点第 2 位が四捨五入されているので合計は必ずしも 100%にはならない。

(ソース: FARS 2006 [Final], 2007 Annual Report File)

年齢層別飲酒運転事故死者

年齢層	2006		2007	
	死者合計	飲酒運転死者	死者合計	飲酒運転死者
16歳未満	2,177 [5%]	376 [3%]	2,022 [5%]	311 [2%]
16-20歳	5,659 [13%]	1,650 [12%]	5,338 [13%]	1,529 [12%]
21-24歳	4,708 [11%]	2,151 [16%]	4,530 [11%]	2,112 [16%]
25-34歳	7,185 [17%]	3,160 [23%]	6,796 [17%]	3,049 [23%]
35-44歳	6,395 [15%]	2,583 [19%]	6,082 [15%]	2,406 [19%]
45-64歳	10,429 [24%]	2,858 [21%]	10,231 [25%]	2,934 [23%]
65歳以上	6,045 [14%]	684 [5%]	5,932 [14%]	622 [5%]
その他/不明	110 [0%]	31 [0%]	128 [0%]	36 [0%]
合計	42,708 [100%]	13,491 [100%]	41,059 [100%]	12,998 [100%]

死亡事故に関与したドライバー数と飲酒運転ドライバーの年齢別比率

年齢層	2007		2008	
	死亡事故ドライバー数	飲酒ドライバー比率	死亡事故ドライバー数	飲酒ドライバー比率
16歳未満	239	39%	213	22%
16-20歳	6,894	41%	5,729	39%
21-24歳	6,287	75%	5,312	74%
25-34歳	10,773	63%	9,745	67%
35-44歳	9,936	53%	8,762	54%
45-54歳	9,028	44%	8,313	45%
55-64歳	6,037	27%	5,695	28%
65-74歳	3,038	17%	2,913	16%
75歳以上	2,879	10%	2,656	10%
合計	55,111	-	49,338*	-

*年齢不明も含む

車種別飲酒運転ドライバー（BAC0.08 超）の死者

車種	2006				2007			
	死者合計		飲酒ドライバー死者		死者合計		飲酒ドライバー死者	
乗用車	24,162	[42%]	5,466	[44%]	22,621	[41%]	5,154	[43%]
小型トラック	22,307	[39%]	5,358	[43%]	21,591	[39%]	5,033	[42%]
SUV	8,289	[14%]	1,986	[16%]	8,125	[15%]	1,873	[16%]
ピックアップ	10,523	[18%]	2,873	[23%]	10,209	[18%]	2,696	[22%]
二輪車	4,961	[9%]	1,299	[10%]	5,286	[9%]	1,431	[12%]
大型トラック	4,729	[8%]	54	[~0%]	4,551	[8%]	40	[~0%]
その他/不明	1,687	[3%]	375	[3%]	1,632	[3%]	411	[3%]
合計	57,846	[100%]	12,551	[100%]	55,681	[100%]	12,068	[100%]

死亡事故に関与したドライバーと飲酒運転ドライバーの比率（BAC 別及び車種別）

車種	2007				2008			
	死亡事故関与 ドライバー数	飲酒運転ドライバー比率			死亡事故関与 ドライバー数	飲酒運転ドライバー比率		
		BAC=0.01+	BAC=0.08+	BAC=0.01+		BAC=0.08+		
乗用車	22,765	27%	23%	20,284	28%	23%		
ライトトラック*	21,719	27%	23%	18,989	26%	23%		
二輪車	5,306	35%	27%	5,383	36%	29%		
大型トラック	4,601	2%	1%	4,017	3%	2%		
合計	54,391	-	-	48,673	-	-		

*ライトトラック：小型トラック+SUV+ピックアップ

(出典：NHTSA =<http://www-nrd.nhtsa.dot.gov/Pubs/811170.PDF>)

2. EU

欧洲諸国のアルコール関連道路事故と死亡（人口 10 万人当たり件数と全体に占める割合）

国	年	アルコール関連 死亡数(人口 10 万人当たり)	アルコール関連 道路事故件数 (人口 10 万人当たり)	全道路死亡数に おけるアルコール 関連死亡率(%)	全道路事故件数にお けるアルコール関連 道路事故率(%)
オーストリア	2006	1.2**	39.8**	7.7	6.5
ベルギー	2000			10.2	8.5
チェコ	2006	0.49	66.6	4.7	3.6
デンマーク	2005	1.3	15.8	23.9	16
フィンランド	2002		17.7	27.8	14.8
フランス	2004			27.8	9.5*
ドイツ	2006	0.74	20.0	12	2.28
ギリシア	1997				
ハンガリー	2006	2.0	28	14.32	12.6
アイリッシュ	2003				
イタリー	2003	0.15	4.55	1.6	1.2
オランダ	2004	1.0		25.0	
ノルウェー	2002				
ポルトガル	2005				3.3
ポーランド	2005				14
スペイン	2003	27***	69	30.9	30
スウェーデン	2006			0.25	
スイス	2000	1.4	95	17.0	0.1
トルコ	2006		6.3	1.3	0.61
英国	2006	0.9		16.0	5.0

(ソース : Worldwide Brewing Alliance Drinking and Driving **Report 2008**)

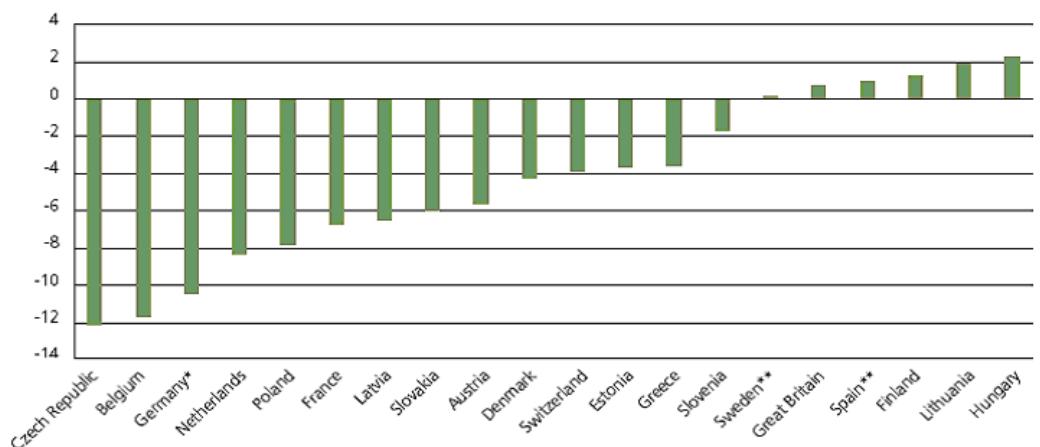
http://worldwidebrewingalliance.org/docs/BI_DrinkDriveRpt07_4.pdf

* 2003

** 2002

*** 2001

欧洲諸国の飲酒運転事故死亡数の 1996—1998 年から 2005 年の期間における平均年間変化率



(ソース : ETSC Fact Sheet, Jan. 2008)

* 飲酒運転事故に関わったドライバー数の平均年間変化率（ドイツ）

** 飲酒運転事故によるドライバー死亡数の平均年間変化率（スペイン、スウェーデン）